二　入場料の額

施設名	十八歳以上の者（高校生及びこれに相当する者を除く。）	小学生、中学生若しくは高校生又はこれらに相当する者
陸上自衛隊広報センター	一名につき一回五百円	一名につき一回二百円
海上自衛隊佐世保史料館	一名につき一回四百円	一名につき一回二百円
航空自衛隊浜松広報館	一名につき一回五百円	一名につき一回二百円

備考　防衛大臣が特に必要と認めるときは、入場料を減免することができる。

○東北地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月二十二日

東北地方整備局長　青山　俊行

その関係図面は、平成二十二年十月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十七号	宮城県宮城郡利府町加瀬字大友四九番から同町加瀬字台城一八番二まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十月二十二日

○関東地方整備局告示第三百八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月二十二日

関東地方整備局長　菊川　滋

その関係図面は、平成二十二年十月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野市信州新町新町字鹿島沖六三七番一地内	前	一七・〇メートル～一八・三メートル	〇・〇一六キロメートル
	後	一六・一メートル～一七・三メートル	〇・〇一六

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第三百八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	長野市信州新町新町字宮ノ越沖九二一番一から同市信州新町新町字町裏沖一番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十月二十二日

○関東地方整備局告示第三百八十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年十月二十二日

関東地方整備局長　菊川　滋

第1　起業者の名称　神奈川県

第2　事業の種類　県道秦野停車場改築工事（神奈川県秦野市今川町地内）

第3　起業地

1　収用の部分　神奈川県秦野市今川町地内

2　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、神奈川県秦野市今川町地内の延長226mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道秦野停車場改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

県道秦野停車場（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により神奈川県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により神奈川県が道路管理者となることなどから、起業者である神奈川県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、神奈川県秦野市今川町地内の小田急電鉄小田原線秦野駅前の秦野駅北口交差点を起点とし、同市栄町等を経て同市落合地内の一般国道246号との名古木交差点に至る延長1,638mの幹線道路である。

本路線のうち本件区間は、秦野市の中心市街地にある秦野駅北口の駅前を通過し、沿道には商業施設が建ち並び、周辺には秦野市役所等の公共施設をはじめ病院や小中学校が存することから、商業施設や公共施設等への利用者が多い区間である。

しかしながら、本件区間は自転車歩行者道が整備されていないことから、自転車及び歩行者等（以下「歩行者等」という。）は車道の通行を余儀なくされており、特に朝夕の通勤・通学時間帯では、自動車交通量も多く、歩行者等の安全な通行が確保されていない状況にある。また、本件区間沿道には商業施設が立ち並び、荷捌き車両等の停車が発生しているが、停車帯が整備されていないことから、荷捌き車両等の停車時には通過車両が対向車線へはみ出して通行するなど、円滑な自動車交通が阻害されている状況にある。

起業者が平成18年12月に行った交通量調査の結果によると、神奈川県秦野市今川町地内の秦野駅北口広場交差点付近において、午前7時から午後7時までの交通量は、自動車類8,216台、自転車類424台、歩行者類3,340人となっている。

本件事業の完成により、自転車歩行者道及び停車帯が整備されることから、歩行者等と自動車交通とが分離され、歩行者等の安全が確保されるとともに、荷捌き車両等の停車時における通過車両の対向車線へのはみ出しが解消され、円滑な自動車交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境への影響について検討したところ、大気質、騒音及び振動のいずれの項目についても環境基準等を満たすものと判断されている。